

Title	トマーシュ・ G・ マサリックとエドワルト・ ベネシュ： チェコスロヴァキアにおける民族問題との関連から
Sub Title	Tomáš G. Masaryk and Edvard Beneš : Their Ideas on Ethnic Problems in Czechoslovakia
Author	増田, 英(Masuda, Ei)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.3 (1983. 3) ,p.171- 191
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	内山正熊教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830328-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

トマーシユ・G・マサリックとエドワルト・ベネシユ

——チェコスロヴァキアにおける民族問題との関連から——

増 田 英

- 一、はじめに——マサリックとベネシユの思想的背景
- 二、独立運動における指導者達の基本的認識
- 三、民族問題に関するマサリックの構想と国外における彼の活動
- 四、在外チェコ人・スロヴァキア人の動向とハンガリー支配下のスロヴァキア人の態度
- 五、独立達成後の民族政策における基本姿勢とベネシユの覚書
- 六、おわりに——民族政策の失敗に対するマサリックとベネシユの責任

一、はじめに——マサリックとベネシユの思想的背景

トマーシユ・G・マサリック（一八五〇—一九三七）とエドワルト・ベネシユ（一八八四—一九四八）は、第一次大戦勃発当初から、チェコ人並びにスロヴァキア人による独立運動において常に中心的役割を果たしていた指導者として、また、チェコスロヴァキア建国後の内政外交において、前者は一九三五年に引退するまで同国最初の大統領として、後者は二人目の大統領

領に就任するまで、一時期首相を務めた以外、終始外相として、それぞれ活躍した人物であつた。

マサリックの父はスロヴァキア人、母はチェコ人であつたが、彼は、「實在論と科学的方法を選択した段階で、私は自己の有するロマンチズムを抑制し精神修養に努めなければならなかつた」と述べている。「チェコ人は冷静な現実主義者であり、スロヴァキア人は救い難い程のロマンチストである」という評価、並びに「私は、常に自己の内面に直情型のスロヴァキア人と、冷静なチェコ人との軋轢を抱えていた」という彼自身の述懐に従えば、彼においては、本来スロヴァキア人としての意識の方がチェコ人としての意識に勝つていたと考えることができる。彼が、スロヴァキア人気質を抑えてチェコ人的な人間性の所有者たらんとして努力したことに気付くことができる。彼がこのような自己改革の努力を開始するに至つた契機は、アメリカ人であつた彼の妻を通じて英米の文学及び哲学に対して開眼し、ジョン・ロック、デイヴィッド・ヒュームらの経験論を知つたことであつた。彼自身、「妻がアメリカ人であつたためにアングロ・サクソンの世界に明るくなつた」ことを認めており、この事實は、独立運動において、彼が西欧やアメリカで活躍する際の極めて重要な基盤となつていたのである。

彼の政治理論は、「私の政治の師はパラツキーであり、私の人道主義的政治綱領は彼の教えに基づいている」という彼自身の言葉が示す通り、当初においては、パラツキーの所謂オーストリー・スラヴ主義に象徴される妥協的且つ穩健な姿勢を有し、民族の独立というよりは抑圧からの解放を目指す段階に留つていた。彼は、また、その人道主義的政治綱領に合致する限りにおいてのみ社会主義を受容したのであつて、マルクス主義に対しては否定的立場をとつていた。更に彼は、ロシアの伝統的な社会・政治機構に対する深遠な研究成果を有する人物でもあつた。

チェコスロヴァキアの独立運動における指導者達の中では唯一人、彼のみがオーストリー帝國議會に議席を占めた経験を持つ人物であり、帝國の國家機構、政治の推移等についてその実態を的確に把握し得る存在であつた。従つて彼は、オースト

リーに対する具体的な知識に基づいて、その国が實質上下ドイツの影響下にあることに気付いた時、実践面における政策の展開に当つては、パラツキーと訣別し確固たる民族独立の達成を目指さざるを得なくなつたのである。ウィーン大学で学び、一八八二年にプラハのカール大学がドイツ系とチェコ系とに分割されて以来、チェコ系大学において教鞭をとつていた彼は、かくして東西ヨーロッパの政治・哲学思想における潮流に対する高い見識によつて、またオーストリー帝国議會で活躍した政治家としての実績によつて、更には広範囲にわたる旅行を通じて得た知識によつて、他の指導者達を庄する卓越性を具備するに至つたのである。

彼は、このような基盤に立つて、オーストリー・ハンガリーに対しては、近づきつつあつた帝国の解体について正確な認識を示し、対ロシア関係においては、かの帝国に多くを期待し得ないことを指摘することによつて、民族の独立を期して行動に移つたのである。

ベネシュは、モラヴィア出身のチェコ人であつたが、大学進学の時までにはかなりの程度まで社会主義並びにマサリックの实在論に対する研究を進めていた。当時の彼は、社会主義研究によつて実証主義及び唯物論に対する知識を学び、次第に実証主義に傾いて行つたのであるが、实在論に対しては、それが有する、過度の民族主義、デマゴギイ、ジンゴイズム等に対する反対の立場、政治的・文学的な分野におけるロマンチズムを嫌悪する傾向等に対して同意し得ないことを確認したのである。⁽⁷⁾ 大学在学中に哲学研究を通じてマサリックと接した彼は、実証主義の立場から、マサリックの实在論と激しく対立したのであるが、この過程で既に、彼の实証主義に対する確信は、マサリックの激しい分析を目的の当りにして動揺しはしめたように思われる。

一九〇五年八月、彼はパリに留学し、その地で約一カ年を過した後数カ月をロンドンで、更にベルギー、イタリーを経て一九〇七年の秋から約一カ年をベルリンでの生活に費し、再度フランスに戻り、パリ及びディジョンでの学業を全うした

後、一九〇八年九月、プラハに帰還した。この留学によつて彼は、後の政治姿勢の基盤となつた多くの事柄を学んだのである。

フランスにおける彼は、彼の言葉を借りれば「過激主義の諸活動、革命的サンディカリズム、フランス社会主義、アンチ・ミリタリズム及びアナキズムを研究することによつて、フランス並びにロシアでの革命に関して細部にわたるまで吸収した」のである。また、ドイツについて彼は、「当時のドイツを説明すると思われたのは、先ずドイツ国民の政治的に無関心な獣の群のような低俗な性格、適切さを欠いた民主教育、ドイツ社会主義における革命精神の欠乏、並びに決して完全には人間生活の要求に適合することのない、或いは何ら実際的なことをしないための口実か、固定観念の盲目的・狂信的追求としか考えられない、空虚な空理空論に陥りがちな傾向であつた」と述べ、ドイツに対する批判的な立場を明らかにした。更に彼は、オーストリー・ハンガリーについて「反動的、貴族的・官僚的、警察的國家の原型であり、ドイツの反動的、軍国主義的、官僚的性情をあまりにも手輕に真似て、しかもドイツの行政的・財政的秩序はなく、国内における力も威信もなく、その上に混沌とした民族問題の渦中に埋没しているように思われた」と語つており、⁽⁹⁾チェコ人社会において伝統的に行われていた反オーストリーの教育のために、彼自身子供の頃から抱いていたウィーンとブダペストに対する敵意は、この留学によつて確實なものとなつたと見ることができよう。

帰国後彼は、社会民主党への入党を勧誘されたが、理論上嚴密なマルクス主義に対しては、既に隔たりを感じ見解を同じくすることができなくなつていたことを理由に、拒絶した。その後、マサリックらが一九〇〇年に結党した進歩党に入党するに至り、彼は、次第に実際の活動面においてマサリックとの緊密な関係を確立して行くことになつたのである。

両者の関係については、「マサリックなしには、建國者ベネシュは無力であり、同様に、ベネシュなしには、マサリックの壮大な建國の構想は日の目をみなかつたであろう。両者は、互に他を得てはじめて完全なものとなり得たのである」と⁽¹⁰⁾とき

え評されている。従つて彼らは、独立達成前後の段階で、チェコスロヴァキアが採用すべき基本政策の決定に當つて、最も大きな責任を負つたものと考えることができよう。その際、最重要課題となつたのが国内における民族問題であり、チェコ人とスロヴァキア人の関係、並びにドイツ系住民の処遇問題がその最たるものであつた。かかる問題は、マサリック、ベネシュらの独立運動の中から必然的に生じたものであり、政策決定に影響を与えた彼らの基本的な立場と密接な関連を有するものであつた。

二、独立運動における指導者達の基本的認識

第一次世界大戦勃発当時、チェコスロヴァキアの民族解放を目指す指導者達は、如何なる状況判断をしていたのであろうか。彼らが目的を達成するためには、外的条件としてのロシア、オーストリー・ハンガリー並びにドイツの将来を無視することはできなかつた。それら諸国の動静如何によつて、彼らの計画はそこに描かれた将来の国家における民族構成の面で、また民族問題と密接な関連を持つ國家の領域、更には彼らが採用すべき体制において、大きな影響を受ける可能性があつたのである。

ロシアに対するマサリックの態度は、基本的には親スラヴ主義的であり親ロシア主義的であつたといえるが、その本質は彼独特のものであつて、彼自身が数次にわたるロシア訪問を通じて、アレクセイ・K・トルストイやバヴェル・N・ミリェコフら、一九世紀におけるロシアの知性ともいふべき人々と接したことによつて築かれたものであつた。現実のロシアの勢力に関しては、彼はあくまでもその潜在力を、ドイツ帝国主義とオーストリー・ハンガリーの膨脹主義に対する対抗勢力として捉えていたのであり、従つて「帝政」ロシアを尊敬することはほとんどなく、その旧態依然たる構造と反社会的独裁体制に対しては公然と批難を浴びせたのである。このような認識に立つて、彼は、ロシアの政治並びに軍事的勝利の可能性

には懐疑的な態度をとつたのであり、自己の広範なロシアの社会的・政治的構造に対する研究成果を踏まえて、特にカレル・クラマーシュに指導された青年チェコ党の、ロシアへの併合の希望を内在した親ロシア主義に対しては、大戦勃発当初から反対の立場を明確化していた。マサリックが国外での活動に入つて後、一九一五年一月にロシア外相サゾノフに宛てた書簡にも「故国を発つ前に、私は、ヨーロッパの運命がロシアにおいてではなく、西欧において決定されることを確認した。そして西欧に居れば居る程、このことは一層明白になつた」と記されており、彼のロシアに対する極めて厳しい評価を知ることが出来る。それに対して、マサリックを除く他の指導者達は、全体として一般同胞と同様に、オーストリー・ハンガリーの無能ぶりを十分に心得ていたので、ロシアに対しては批判的な立場に立ちつつも、その迅速且つ容易な勝利を確信していたのである。しかし実際には、大戦勃発後の初期の段階、即ち一九一四年から翌年にかけてロシア軍は敗北を重ねたのである。この事実によつて、クラマーシュらの親ロシア主義に基づくロシアへの併合の希望はもとより、多くの指導者達の間でまた巷間で予想されていたロシアの迅速な勝利も、共に実現の見通しを絶たれることになつた。結果的には、ロシア軍の惨敗によつて、やがて、マサリックのロシアに対する厳しい判断の正しかつたことが証明されることになつたのである。

一九一四年一月、マサリックは同志達に自己の構想を明らかにして、「我々は、何事が起るうとも政府に対し積極的な反抗を続けなければならない。さもなければ、オーストリーが完璧な勝利を収め得ない場合であつても、我々は、ウィーン政府からは何物をも獲得することができないであらう。そしてもしオーストリーが敗北するような事態になれば、我々もまた、責任を追求されなければならないとする彼の立場を明確化したものとして理解することができる発言であつた。

同年一二月一七日、彼は国外での活動のためにプラハを離れたが、それに先立ち、彼を中心として同志達が集まつた。席上彼は、万一彼がプラハに帰ることができない場合には、運動の指導並びに彼との連絡についてはベネシュに一任するとの意

向を明らかにした。⁽¹⁵⁾これによつて、マサリックは、独立運動を推進するうえで彼がベネシュを自己の片腕として重視していたことを、既成事実化しようとしたのである。続けて彼は、将来の国家に関して彼自身が抱いていた見解を明らかにし、もしオーストリー・ハンガリーが敗北すれば、恐らくはチェコ人の国家を建設することが可能になるであろうということ、更に、ドイツが敗れば、歴史的国境に沿つたスロヴァキアをも含む国家を樹立することができるであろうという判断を示した。⁽¹⁶⁾既にオーストリー・ハンガリーの外交政策は、一八七九年に締結された所謂独逸同盟を契機とする両国間の堅い絆を通じて特にヴィルヘルム二世の親政が開始されて以来、事実上ベルリンからの指示を受けるに至つていた。従つて、これら勢力の勝利は主としてドイツの勝利を意味したのであり、実際にドイツが勝利を収めることになれば、その膨脹発展の計画線上に位置する弱小スラヴ民族の犠牲において、ドイツの所謂東方侵略政策に道を開くことになると思なされたのである。⁽¹⁷⁾

ベネシュもまた、当時世界の平和を脅かし続けていた中央ヨーロッパのこれら二つの専制国家について、後日当時を顧みながら次のように述べている。「これら両国は、ドイツのためにヨーロッパにおける覇権を獲得し、オーストリー人とハンガリー人のために、オーストリー・ハンガリー並びにバルカンのスラヴ及びラテンの諸民族に対する支配を確保する目的をもつて協力していた。オーストリー・ハンガリーは、ドイツの支配計画にとつて不可欠の存在であつた。それ故、騒動の中心であるオーストリー・ハンガリーを廢することが必要であつた。⁽¹⁸⁾」

結局、現実の状況判断の中から、ロシアに対しては多くを期待し得ないことが認識されるに至り、またオーストリー・ハンガリー及びドイツについては、事実上、オーストリー・ハンガリーのみの勝利はあり得ないことであつたが、両者が勝利を占めることになれば、弱小スラヴ民族が多額の犠牲を強いられることは回避し得ないものとして充分に予想し得た。従つて、オーストリー・ハンガリー及びドイツの敗北とひきかえに得られるチェコスロヴァキア独立の可能性に期待する以外、独立運動の指導者達が選択し得る道は考えられないことが明らかになつたのである。この段階で彼らは、将来の国家が保持

すべき領域との関連において、必然的に民族問題を抱えこまざるを得なくなつたのである。

三、民族問題に関するマサリックの構想と国外における彼の活動

マサリックは、オーストリー・ハンガリーの再生に期待することをやめ独立国としてのチェコスロヴァキアの創建を決意した当初から、新国家に、主としてドイツ系住民が生活するボヘミア、モラヴィア及びシレジアの境界地域を包含することを望んでいた。一九一四年一〇月、彼は、ロッテルダムにおいて、友人のロバート・W・シートン・ワトソンと会談し彼の計画を検討しているが、その折彼は、シレジアに然るべき領土権を獲得したいという希望を表明すると共に、チェコスロヴァキアにとつては北部ボヘミアを保持することが絶対必要であると主張したのである。⁽¹⁹⁾一九一五年四月にロンドン入りを果した彼は、五月三日、イギリス外務省に一通の覚書を提出した。その中で彼は、シートン・ワトソンとの検討内容を一層明確化する形で、再度ボヘミア、モラヴィア及びシレジアの境界地域に居住するドイツ系住民をチェコスロヴァキアに包含する構想を主張し、具体的に次のような計画を提示した。⁽²⁰⁾

- (一) 将来の國家の領域は、ボヘミア地方、即ちボヘミア、モラヴィア及びシレジアによつて構成されるものとし、それに北部ハンガリーのウングヴァールからカシエをぬけ人種間の境界線に沿つてイポリ川を下りドナウ川に至る、ポジョニーとハンガリーの国境線の北に隣接するスロヴァキア全体を含むスロヴァキア地方を加えられるものとする。

- (二) スロヴァキア人は、文語においても口語の方言を用いているが、ボヘミア人である。スロヴァキア人も独立のために戦つており、ボヘミアとの連合の計画を受諾するものとする。

- (三) ドイツ系住民は将来の國家に包含されるものとする。それは矛盾のように見えるが、実は国籍の原則に沿つていのである。ボヘミアは複雑な民族構成を有する國家の貴重な事例である。他の如何なる國家においても、二つの民族がボヘミア程複雑に交錯して存在してはいない。

(四) ポヘミアと将来のセルボ・クロアチア国とを直接に結ぶ回廊を、ハンガリーの犠牲によつて設けることを要求する。それは、ポジニ、シヨブロン、モソン及びヴァシユの各行政区によつて形成されるものとする。……ハンガリーに残されることになるスロヴァキア系並びにセルボ・クロアチア系少数民族族がかなり存在するので、この地域を要求することは不当であるとはいえない。

彼のこれらの計画は、経済的基盤並びに軍事戦略的観点から見れば擁護し得るものであるとはいへ、ドイツ系住民の居住地域に対する要求並びに西部ハンガリーを通る回廊の要求に至つては、マサリックが強く主張してやまなかつた民族自決の権利と相容れないものであることは明白であつた。彼の本来の理想は、いずれの国民も他の国民を支配すべきではないといふものであつたが、現実の独立運動の過程においてはドイツ系少数民族に対する支配を正当化することに腐心した。彼はこの問題を、「ドイツ人の一部が非ドイツ系国家に留ることと、チェコスロヴァキア国民全体がドイツ人国家に居住することのどちらがより公正かという問題が生じて来る⁽²¹⁾」という観点から捉えた。このような発想からすればこの問題は、九〇〇万以上のチェコ人及びスロヴァキア人をドイツ人の支配下に置くのと、三〇〇万余のドイツ系住民をチェコ人の支配下に置くのとではどちらがより公正であるかという、極く単純な議論に置換えられるのであつて、答は自明であつた。そこで、当時主としてマサリック及びベネシュによつて代表されていた独立運動における基本政策は、かかる視点に立脚しつつ推進されることになつたのである。

この間に、マサリックは国外での活動の拠点をロンドンに定め、時折パリを訪れることにしたのである。彼にとつてロンドンには、次第に重要性を増しつつあつたアメリカとの連絡をとるのに適してゐた。しかし、独立運動の指導者達のイギリス及びフランスにおける政治的地位は、未だ極めて不安定なものであつた。

独立運動の推進に當つて、将来の国家が共和制を目指すのか君主制を採用するのかという問題は、それ自体重要な事柄であつた。大戦勃発前に企てられた制憲計画においては君主制が考えられていた。その当時共和制の採用を唱えていたのは社

会民主党のみであつたが、その主張は現実的、具体的なものではなく、観念的、理論的なものであつて、実際に共和制に関する宣伝活動が行われることはほとんどなかつた。一九一四年一二月の出国時に、既に原則的には共和主義の立場にあつたマサリックは、国外での活動を開始して暫くの間は自己の立場を明確化せず、一九一四年から翌年にかけての情勢を分析して友好国に対し「国民の大部分は君主主義者である」⁽²²⁾と伝えたに留つた。その後彼は、スロヴァキア出身の同志ミラン・R・シュテファニークの援助を得て、一九一六年二月三日、パリで首相ブリアンと会見することに成功した。席上ブリアンは、「オーストリーをその歴史的・自然的要素に分解することがヨーロッパ再建の条件であり、ドイツを弱体化する条件でもあつて、それは即ちフランスの安全保障につながる」というマサリックらの構想を諒承し、それを実行に移すことを約束した。マサリックとブリアンの会見が実現したことによつて、結果的には彼らのロンドンにおける立場もまた強化されることになつた。またこの段階で彼は、フランス政府及び友好国に宛てた覚書の中で、共和政体に賛成であることを公式に宣言した。⁽²⁴⁾この宣言によつて確認された将来の国家における共和制採用の方針は、勿論指導者全員の総意であつたわけではない。マサリック、ベネシュに次ぐ指導者とみなされていたシュテファニークの基本的な立場は、非民主主義的なものであつたといわれ、「人民のための政府は人民の政府であるはずがない」⁽²⁵⁾と確信していた。しかし彼は、マサリックを尊敬してやまず緊密な師弟のような関係を維持していたうえに、ベネシュとは愛国者同士として強固な絆で結ばれていたため、彼らの主張する共和制を理解するに至つたのである。また、クラマーシュも君主制を支持する指導者であつた。彼は、ロシア王家のもとでの君主制の実現を望んだこともあつたが、一九一四年から翌年にかけてのロシア軍の度重なる敗北、更には一九一七年の革命によつてロシアへの期待を具体化し得なかつたことに加えてベネシュの働きかけもあつて、一九一八年一〇月の独立宣言の発表までには共和主義に同調するに至つた。

かくして、マサリックを中心とした国外での活動を軸にしなから独立運動の基本政策は、将来の国家における制度、領域

並びに民族構成等の面において次第に具体化されて行くことになったのである。

四、在外チェコ人・スロヴァキア人の動向と

ハンガリー支配下のスロヴァキア人の態度

一九一五年九月には、パリにおいてチェコスロヴァキア在外委員会が設立され、マサリックが委員長に、また書記長にはベネシュがそれぞれ就任した。同委員会は、同年一月、オーストリー・ハンガリーに対し宣戦を布告した。かくして彼らの独立運動は本格化することになった。更にこの独立運動に制度としての枠組を与えるために、マサリックとその同志達は、一九一六年二月にチェコスロヴァキア国民会議を設立した。しかし彼らの運動は、経済面においても、また活動規模の点からも決して順調に進行してはいなかつた。そこでマサリックは、友好諸国に散在するチェコ人とスロヴァキア人の同調を得ようとした。ロシア在任者を除いて彼らの多くは、技術者、機械工、一般労働者などとして生活の基盤を固め、移住先の民主的生活に馴染んでいたもので、彼らの政治的見解及び民族的目標は、祖国のチェコ人及びスロヴァキア人のそれよりもはるかに当時の独立運動の方針に合致するものとなつた。大戦勃発当時におけるチェコ人及びスロヴァキア人の在外人口は、シベリアを含むロシア領に約七万人、イギリス、イタリアには比較的少数であつたが、フランスにはパリの二千人を中心としてそのほかに数千名を数えることができた。更にアメリカでは、約一五〇万人が活発な愛国主義的活動を展開していたのであつて、その発言及び行動は独立運動の指導者達にとつて大きな支えとなつた。

在米スロヴァキア人の組織は一九〇七年に、遅れてチェコ人の組織が一九一五年初めに結成された。父祖の地における歴史的背景を異にする両者ではあつたが、大戦勃発の衝撃が契機となつて一体化の方向へ進むこととなつた。即ち、一九一五年一月二五日、クリーヴランドで両者の代表による会談が開催され、相互協力関係を推進することが確認されたのであ

る。席上スロヴァキア人代表は、独自の議会と行政を認める完全なスロヴァキアの民族的自治を伴う連邦国家形態の実現を要求した。その結果協定によつて、スロヴァキアの完全な自治を伴つた連邦国家によるチェコ人とスロヴァキア人の連合の必要性が確認されるに至り、彼らは、パリのチェコスロヴァキア在外委員会による反オーストリー・ハンガリーの活動に名を連ねる形となつた。この協定の内容は創設されたチェコスロヴァキア国民会議に伝達され、マサリックはそれを確認し支持した。かくして在米チェコ人及びスロヴァキア人は、マサリックらの独立運動に合流することとなつた。その後一九一八年五月三〇日に成立したピッツバーグ協定は、この協定の内容に沿つたものであつた。在米スロヴァキア人は、ピッツバーグ協定によつて単一国家におけるチェコ人とスロヴァキア人の連合計画を再確認することになり、スロヴァキアが独自の議会、行政並びに司法機関を持つべきこと、スロヴァキア語がスロヴァキアにおける教育及び国民生活において公用語とされるべきことが明文化されたのである。しかし、この段階では、憲法制定に関連するような詳細にわたる検討は未だ行われず、その問題は解放された後のチェコ人とスロヴァキア人の中で選出される代表に委ねられることになつていた。在米スロヴァキア人の希望により、この協定は当時アメリカに滞在中であつたマサリックに提示され、彼はそれに署名した。

不幸なことに当事者達は、協定への署名という行為の意味を相互に確認し合つてはいなかつた。在米スロヴァキア人は、マサリックが絶対的権限を持つてチェコスロヴァキア政府の最高責任者として行動しているのであつて、彼の署名はチェコスロヴァキアを拘束する義務を伴うものであると考へていた。特に一九一八年一月一日には、プラハにおける最初のチェコスロヴァキア政府が、独立運動期にマサリックによつて決定され或いは企てられた協定や約定は全て有効であり、チェコスロヴァキアを拘束するものであることをいち早く認めたので、彼らは、ピッツバーグ協定も当然その範疇に入るものと考えたのである。それに対してマサリックは、在米チェコ人及びスロヴァキア人が提唱しようとしていた政策に関する彼ら相互間の地方的諒解として、何の躊躇もなく協定に署名したのであると述べている。⁽²⁷⁾即ち、彼はピッツバーグ協定を、あく

までもアメリカ在住のチェコ人とスロヴァキア人が相互間に締結した協定であるとの解釈に立つて理解していたのである。かかる問題は、協定の署名段階で当事者間に十分な意見交換がなされていたならば、当然避けることができたものと思われ、対立を残すこともなかつたはずである。

このような在米チェコ人及びスロヴァキア人の動向とは別に、遂にハンガリー支配下のスロヴァキア人による活動が開始され、一九一七年末に独立運動のためのチェコ人の秘密結社、所謂チェコ・マフィア団との接触が行われた。更に一九一八年五月一日、ウィーンにおいてシャーマルと積極的なスロヴァキアの政治家達との間に予備会談が開催された後、スロヴァキア社会民主党の指導者シュロヴァールは、リプトフスキー・スヴェティ・ミクラシュにおいて一つの重要な宣言を発表した。それは、まずハンガリー在住のスロヴァキア人を含めて全ての民族が大戦の中で耐え忍んでいる苦難に言及したうえで、オーストリー・ハンガリー国境の内外にあるあらゆる民族の、就中ハンガリー在住のスロヴァキア人の自由な民族自決の権利を要求するものであつた。⁽²⁸⁾ また同年五月二四日に開催されたスロヴァキア民族党指導者達の会議では、民族問題から生じた政治的課題に対して彼らが果して積極的に介入すべきか否か、或いは彼らの方針として消極的な立場を堅持すべきか否かが検討されたが、統一見解には到達し得ずかえつて意見の不一致が表面化するに至つた。年輩指導者の一部からは、ポヘミアとの競争の中でスロヴァキア産業の運命はどうなるのかという問題、並びにスロヴァキア人の民族的特質が、従来からのハンガリー人による抹殺の危険性に加えて、新たにチェコ人からのより大きな脅威に直面するに至つているという認識に対する危惧の念が表明された。しかし、彼らでさえ、原則的にはチェコスロヴァキアの一体化に反対しなかつたのである。若い世代の指導者達は、表明された危惧の念には同調せず、かえつてそれを懐柔する側にまわつた。このような経過の中で、アンドレイ・フリンカ師は次のような宣言を発表した。「行動の時が到来した。我々は今や、将来においてハンガリー人に同化するのか、それともチェコ人と一体化するのかを決定しなければならない。遠まわしに考えるのはやめよう。我

々はチェコスロヴァキアという認識に賛成であると明言しよう。我々の一千年に及ぶハンガリー人との結婚生活は成功しなかつた。我々はその関係を解消すべきなのである。⁽²⁹⁾ その結果同年五月二十九日に、ようやく次のようなステートメントが作成されるに至つた。「スロヴァキア民族党は、スロヴァキア民族がスロヴァキア、ボヘミア、モラヴィア及びシレジアによつて構成される一個の独立国家の創建に貢献する権利を要求するという基礎に立ちつつ、スロヴァキア人が絶対的且つ無条件の民族自決の権利を有しているという立場を採用する。プラハのチェコ人代表団にこの最終決定を伝達する役割は、マシ・ドゥラがこれを担う。⁽³⁰⁾」かくしてハンガリー支配下のスロヴァキア人の、チェコ人との共同作業による新国家建設の意志が確認されたのである。

五、独立達成後の民族政策における基本姿勢とベネシュの覚書

一九一八年一月二三日、マサリックは大統領就任後初の公式演説において、ドイツ系住民の混在する地域もチェコスロヴァキアの領域であるという見解を明らかにした。彼は「幾多の苦難にみちた経験をした結果、我々が用心深くなつていくからといつて誰も我々を批難することはできない。しかし私は、我国の少数民族が国民としての、そして市民としての諸権利と平等とを完全に享受することになるであらうといふことを保証する。アメリカは、南部議会の開設を容認するよりも南北戦争へと進んで行つたのである。我々は決して、我国の北部議会の開設を容認しない⁽³¹⁾」と述べ、北部在住の少数民族、即ちドイツ系住民に対して自治を認めるつもりはなく、彼らに同化を求めめる方針であることを確認したのである。また、スロヴァキア人の問題についてマサリックは、「スロヴァキア民族は存在しない、それはハンガリーの宣伝が発明したものである⁽³²⁾」という立場を堅持していた。彼のこの見解は、ハンガリーがチェコ人とスロヴァキア人の結束を阻止しようとしたという点から見る限り正しいといえる。即ちスロヴァキア人の間にチェコ人との関係について所謂分離主義を生んだという点

においては肯定し得る。しかし大戦勃発前の段階で、ハンガリーがスロヴァキア民族の存在を否定し同化政策を展開していた事実からすれば、彼の見解を正しいものとして無条件に認めることはできない。

イギリスやフランスでは、ハンガリー人をウィーンの宮廷に敵対する存在として捉え、久しく自由と正義並びに独立の旗手とみなしていた。当時においてさえ、彼らにはや抑圧された民族ではなく、周辺の弱小民族に対する抑圧者になつていくという事実を理解していない者が少なくなかつた。実際には一八六七年以降のハンガリー人は、二重帝国のもとで、ペネシュが述べているように「スロヴァキア人、セルビア人、クロアチア人及びルーマニア人の死刑執行人となることによつてウィーンから解放された」⁽³³⁾のである。従つてハンガリー支配下のスロヴァキア人は、全般的には民族意識を抹殺されつつあつたと見る事ができよう。スロヴァキア人の民族意識並びに民族自治の権利に対する強い要求の背景には、かかる経緯が存在したのである。マサリックも、一九二一年九月、スロヴァキア地方遊説の途上「もし中央集権主義が自治主義に打勝つとすれば、それは誤りである」⁽³⁴⁾と述べ、民族自治の容認とも受取り得る発言をしている。しかし彼はあくまでも文化面での自治に賛成することを明言したにすぎず、国家的課題の処理に当つては民族的な一体化或いは連帯が必要であるとす、彼自身の立場を変更したわけではなかつた。このような彼の立場には、現実に叫ばれていた民族的要求の本質を軽視してたとしか考えようのない、状況判断における一種の曖昧さが存在した。

マサリックにとつて、アメリカで署名したピッツバーグ協定の問題は当惑を感じるものであり、彼はその重要性を過小評価する以外に手立を持たなかつたのである。⁽³⁵⁾チェコスロヴァキア政府は、スロヴァキア人がピッツバーグ協定によつて約束されたと考えていたスロヴァキアの自治を、決して認めようとはしなかつた。彼らの自治が認められなかつた主な理由は、政府が国内の民族政策の推進に当つて、数の力に依拠しようとした点にあつた。即ち、約一、四〇〇万人の国民のうちチェコ人の数は約七五〇万人にすぎず、数のうえで地位の脆弱さは明白であつた。三一二万余のドイツ系住民、七五万余のハ

ンガリー系住民と比較して、彼らの数を増大させるためには、約二一五万人を擁するスロヴァキア人に対して同化政策をとり、単一のチェコスロヴァキア人という意識を確立する努力をせざるを得なかつたのである。

そこで当然のことながら、少数民族として取扱われたドイツ系住民に対する具体的政策も、マサリックの方針に沿つた形で、ドイツ系住民の民族自決の権利は容認し得ないという基盤に立つて推進されることになつた。ドイツ系住民は数量的に見て一大勢力を形成していたのであるが、規模的に大きな少数民族であつてもそれは決して独立した一つの民族ではないという観点に立つて処遇されたのである。マサリックが「民族自決の権利は、少数民族に政治的独立権に対する無条件の権利をもたらしものではない、我国のドイツ人は丁度スイスのドイツ人がドイツの国外に留ろうと決断したのと同様に我々と共に留ることを決断し得る、……我国のドイツ人は本来我国に移民として来たのである」と述べたのは、正しく政府がドイツ系住民に対してとつた同化政策の根幹にあつた基本的態度を代弁するものであつた。ドイツ系住民は、確固とした経済的基盤を有していたので、彼らを国内に確保しておくことは、チェコスロヴァキアの経済的安定にとつて極めて重要な条件とみなされたのである。かくしてボヘミアからドイツ系少数民族を排除することは、チェコスロヴァキアにとつて打撃であるということがパリの平和会議の場で主張されるに至つたのである。

パリの平和会議においてベネシュは、一九一九年五月二〇日、「チェコ・スロヴァキア共和国における民族の統治に関する覚書」⁽³⁷⁾を提出したが、それは九項目より成り、内容は次のようなものであつた。

- (一) 民族の諸権利の基盤としてスイス共和国憲法において採用されている諸原理を受容することによつて国家機構を創設すること、即ち、勿論ボヘミアの特殊な事情を考慮しながら、チェコ・スロヴァキア共和国をスイスのような国家にすること。
- (二) 全ての選挙区において国内諸民族に平等な代表権を保證するような、均衡のとれた制度のもとで普通選挙が実施されよう。
- (三) 全土を通じて教育機関は国家によつて公共の財源により維持され、多数の子供達が法的に確認された形でかかる教育機関の設置の

必要性を証明しているような全ての行政区において、諸民族のために設置されよう。

(四) 原則として二つの国語が平等に尊重されるあらゆる公共機関が、国内に居住する諸民族のために開設されよう。

(五) 裁判所においては併用形式をとり、ドイツ系住民は最高裁判所において自らの国語で申し立てる権利を持つことにならう。

(六) (行政区及び諸団体における) 地方行政は住民の大多数が用いる国語によつて継続されよう。

(七) チェコ・スロヴァキア共和国には宗教上の問題は全く存在せず、従つてこの問題に關して困難は全くないであらう。

(八) 公用語はチェコ語とし、国家は国外においてチェコ・スロヴァキアとして知られよう。しかし実際には、ドイツ語は第二の国語であり、チェコ語と同等の資格で裁判所並びに国会においてあまねく採用されよう。チェコ・スロヴァキア語とチェコ・スロヴァキア人のために然るべき特別な地位を確保しておくことを除けば、実際に日常の使用を通じて国民を満足させることがチェコ・スロヴァキア政府の意図である。

(九) この事柄を別の方法で表現すれば次のようになる、即ち、ドイツ系住民が圧倒的勢力を持つている現在の国家は存続しよう。但し、ドイツ系住民が享受していた特権は、丁度彼らに相応しい程度にまで縮小されよう。(例えばドイツ系教育機関は多すぎるので数の削減がなされよう。) スイスに酷似した極めてゆるやかな統治が行われよう。

この覚書に述べられたドイツ系住民に対する寛大さ、ドイツ語重視の姿勢等を根拠に、平和會議においてチェコスロヴァキアは、ドイツ系住民に対する何らの特別な義務も課されなかつた。しかしこの覚書には看過し得ない若干の問題点が存在した。その第一は、チェコスロヴァキアとスイスの国家形成上の条件の違いを、「ボヘミアの特殊な事情を考慮しながら」という一言で片付けてしまつてゐる点である。ボヘミアの特殊な事情とは、三二二万余のドイツ系住民を少数民族として抱えていたという事実であり、スイスの三つの民族がそれぞれ国内に確固たる基盤を確立し、対等な相互の意志によつて連邦を形成してゐたのに対し、チェコスロヴァキアのドイツ系住民は背後で国外の勢力と結び、決して積極的な国家の構成員たり得なかつたという現実であつた。その第二は、スイスを礼讃しながら、実際に採用すべき諸制度、見ならうべき体制に關して具体的に把握されていないと見られる点であり、唯一つ具体的に提示された政策は、ドイツ系住民の既得権を削減し縮

小することであつたという事実である。

かくしてチェコスロヴァキアの民族問題に対する基本政策は、それ自体が国家存立の基盤を危くするような問題点を内含しながら推進されることになつたのである。

六、おわりに――

民族政策の失敗に対するマサリックとベネシユの責任

チェコスロヴァキアは、一九三八年九月三〇日にドイツ、イギリス、フランス、イタリーの四カ国間で調印されたミュンヘン協定によつて、ズデーテン地方のドイツへの割譲を強いられた。約半年後の一九三九年三月一日にはスロヴァキアが独立を宣言し、同月一日にはボヘミア、モラヴィアがドイツによつて、ルテニアがハンガリーによつてそれぞれ占領された。更に翌一六日、ボヘミア、モラヴィアがドイツの保護領とされるに及び、遂にチェコスロヴァキアは解体されるに至つた。民族問題を根底に置くこれら一連の事件は、チェコスロヴァキアの民族政策の破綻を意味するものであつた。

勿論、チェコスロヴァキアがこのような運命を辿るに至つた直接原因は、ドイツがヴェルサイユ体制の打破を目指す膨脹政策を実践したこと、並びに軍事的にそれを抑え得なかつたイギリスとフランスによつて採用された宥和政策が失敗したことにあつた。しかしその際、チェコスロヴァキア自体も、ドイツの意図を助長するような国内民族問題を抱えていたという事実を無視することはできない。

ミュンヘン協定についてベネシユは、「それは全く不当な決定であり、ズデーテン・ドイツ系住民の民族自決の名のもとにおいて、(全人口の一〇パーセントを上まわる)一二〇万人以上のチェコスロヴァキア人を他国に与えたのである」と述べている。ところがチェコスロヴァキアの建国に当つてベネシユは、国家の経済的安定のためには、ドイツ系住民を包含するこ

とが必要であるとして、三〇〇万人以上の少数民族の存在を正当化して来たのである。ドイツ系少数民族の存在は肯定するが、チェコスロヴァキア人の一部が少数民族化を強いられることは容認できないとする態度は、ベネシュが、ヴェルサイユ体制の根幹をなすと共にその矛盾を象徴する原則でもあつた「敗者たるドイツ人には適用されない勝者のための民族自決」を、実践し何ら矛盾を感じていなかったことを意味している。

また、チェコ人とスロヴァキア人の関係については、ドイツからの外圧が強まりつつあつた一九三〇年代を顧みてベネシュが、「当時は、チェコ人とスロヴァキア人が、強力な、団結力のある、絆の固い、丁度鉄とセメントのように永久に一体化した一つの民族を指すべきことが求められていた」と述べている通り、国内の結束を計りズデーテン・ドイツ人の自治要求とそれに対するドイツからの支援に対処して行かなければならない時代であつた。しかし現実には、独立後ひと時たりとも、スロヴァキア人の自治要求、分離主義のスローガンが消滅することはなかつたのであり、ドイツからの圧力が強まるとスロヴァキア人の要求も高まり、プラハ政府は、内外からの攻勢に遇い窮地に迫込まれる結果となつた。これは、マサリックが、ピッツバーグ協定の性格を当事者間で明確化しなまま署名に参加したことにより、スロヴァキア人の自治実現に対する期待を完全には放棄させることができなくなつてしまつたにもかかわらず、現実には、ドイツ系住民を大量に包含しなければならぬという状況の中で、チェコ人とスロヴァキア人の一体化による国内社会の強化策が推進された事実起因する矛盾であつた。このように、チェコスロヴァキアの民族政策は、同国の運命に大きな関連を持つたのであり、同国の解体に至る最大の要因は、ヴェルサイユ体制自体に、またドイツの膨脹政策に、更にはイギリス、フランスの無策にあつたと見ることができようが、これらの諸要因を差引いても、尚、マサリック、ベネシュらの指導者達の民族政策遂行上の責任が全く問われる必要のないことは思われないのである。

(一) Karel Capek, *President Masaryk Tells His Story*, Reprint ed. New York: Arno Press & The New York Times, 1971, p. 223.

- (20) Godfrey Lias, *Beneš of Czechoslovakia*, London: George Allen & Unwin, 1940, p.16.
- (21) Karel Čapek, op. cit., p. 223.
- (22) Ibid., p. 222.
- (23) Ibid., p. 175.
- (24) Ibid., p. 179. 附註。
- (25) Edvard Beneš, *My War Memoirs*, Reprint ed. New York: Arno Press & The New York Times, 1971, pp. 20~21.
- (26) Ibid., p. 15.
- (27) Ibid., p. 17.
- (28) Ibid., p. 18.
- (29) Godfrey Lias, op. cit., p.17.
- (30) Joseph Korbel, *Twenty-century Czechoslovakia*, New York: Columbia University Press, 1977, p. 30.
- (31) Tomáš G. Masaryk, *The Making of a State*, New York: Howard Fertig, 1969, p. 58.
- (32) Edvard Beneš, op. cit., p. 29.
- (33) Ibid., p. 35.
- (34) Ibid., p. 36.
- (35) Samuel Harrison Thomson, *Czechoslovakia in European History*, Reprint ed. London: Frank Cass, 1965, p. 280.
- (36) Edvard Beneš, *Bohemia's Case for Independence*, Reprint ed. New York: Arno Press & The New York Times, 1971, p. 84.
- (37) Victor S. Mamaty & Radomir Luža (eds.), *A History of the Czechoslovak Republic 1918—1948*, Princeton: Princeton University Press, 1973, p. 167.
- (38) Hugh & Christopher Seton-Watson, *The Making of a New Europe*, London: Methuen, 1981, p. 124.
- (39) Tomáš G. Masaryk, op. cit., p. 386.
- (40) Ibid., p. 353.
- (41) Ibid., p. 103.
- (42) Ibid., p. 353.
- (43) Joseph Korbel, op. cit., p. 28.
- (44) Carlile A. Macartney, *Hungary And Her Successors*, Reprint ed. London: Oxford University Press, 1968, p. 97.

- (N) Tomáš G. Masaryk, op. cit., p. 208.
- (87) Joseph Korbel, op. cit., p. 93. 參照。
- (88) Carlire A. Macartney, op. cit., pp. 98~99.
- (89) Ibid., p. 99.
- (90) Joseph Korbel, op. cit., p. 117.
- (91) Ibid., p. 98.
- (92) Edward Beneš, op. cit., p. 41.
- (93) Ibid., p. 99.
- (94) Joseph A. Mikus, *Slovakia*, Milwaukee: The Marquette University Press, 1963, p. 7.
- (95) Tomáš G. Masaryk, op. cit., pp. 386~387.
- (96) Elizabeth Wiskeman, *Czechs & Germans*, Second ed. London: Macmillan, 1967, pp. 92~93.
- (97) Edward Beneš, *Democracy*, Reprint ed. London: Macmillan, 1940, p. 196.
- (98) Roman Szpoluk, *The Political Thought of Thomas G. Masaryk*, New York: East European Quarterly, 1981, p. 162.